

# 新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図

本人の感染が疑われる場合（体調不良）

発熱（目安として 37.5 度以上）、咳、息苦しさ、倦怠感、嗅覚・味覚異常が一つでもある場合は、出勤せず、外出を控え、医療機関等へ相談してください

（判断の目安）

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いダルさ（倦怠感）、高熱等（37.5度以上）等の強い症状がある場合
- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（かかりつけ医等に必ずご相談ください。）

相談

報告

医療機関、東京都発熱相談センター等に相談

報告

感染の疑い

なし

あり

医療機関の紹介 受診の指示に従う

報告

医療機関による診察

感染の疑い

なし

あり

PCR検査等※3

報告

感染の有無

陰性

陽性

報告

保健所等の指示に従い入院・自宅療養等

教員：

（品川地区）：国際・教学支援課品川地区等支援係  
（越中島地区）：越中島地区事務室管理係

研究室所属非常勤職員：研究室内の担当教員

職員：所属部署の管理監督者（課室長）

症状が出た日を0として、翌日から7日間待機  
また、薬剤を服用していない状態で、解熱後及び  
症状消失後に少なくとも3日が経過するまで

ただし、次の場合はその日まで

- ・保健所、医師等により待機の必要がない等の判断があった場合
- ・新型コロナウイルス感染症以外が原因と診断された、または判断できる場合
- ・2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする

※3  
PCR検査又は  
抗原定量検査  
(簡易キット(抗  
原定性検査)は不  
可)

【復帰要件】

（症状あり）発症日から7日間経過し、かつ症状が軽快してから24時間以上経過した場合

（症状なし）検体採取日を0日として7日間経過した場合、なお、待機5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は5日間経過した場合

【復帰要件】

- ・症状が完治していること

（裏面に続く）

濃厚接触者と特定された場合  
(同居の家族が感染した場合は濃厚接触者とみなします)

教職員本人に症状がある

本人の感染が疑われる場合  
(体調不良)のフロー図へ

教職員本人に症状がない

- ・感染者の感染可能期間内(発症する2日前から発症後7日まで)に感染者と接触した最終日を0日として5日間
  - ・感染者の同居者(家族や同居人)の自宅待機期間は、感染者の発症日(無症状患者の場合は、検体採取日)または、感染者の発症等より住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日として5日間
- なお、同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日(同居者が無症状の場合は、検体採取日)を0日目とする。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査(※1)で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

※1 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。

【復帰要件】

- ・症状がないこと

感染者、濃厚接触者及び感染が疑われる者と接触がある場合  
(同居の家族を含む)

教職員本人に症状がある

本人の感染が疑われる場合  
(体調不良)のフロー図へ

教職員本人に症状がない

- ・待機理由発生日を0として、翌日から5日間
- ただし、以下の場合はそれぞれの期間までとする
- ①教職員本人が、保健所・医師等により待機の必要がないと判断された日まで
  - ②教職員本人が接触した濃厚接触者及び感染が疑われる者が、保健所・医師等により新型コロナウイルスに感染していないと診断された日まで

また、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査(※1)で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

※1 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。

【復帰要件】

- ①の場合
  - ・教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除
- ②の場合
  - ・診断された日以降、教職員本人に発熱等の症状がなければ、すぐに解除